ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

令和３年７月 16 日（金）
【照会先】
保険局国民健康保険課
課長補佐　　上田　真琴（内線 3210）
指導調整官　光行　栄子（内線 3139）
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)2565

報道関係者　各位

令和元年度国民健康保険（市町村国保）の財政状況について

この度、厚生労働省では、国民健康保険（市町村国保）の財政状況（令和元年度分）を取りまとめたので公表します。

○　主なポイント

1. 収支状況

① 単年度収入額　：　24 兆 0,436 億円（前年度比 1.2％（3,011 億円）減）

② 単年度支出額　：　24 兆 0,741 億円（前年度比 0.6％（1,423 億円）減）

③ 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金（1,096 億円）を除いた場合の精算後単年度収支差引額　：　936 億円の赤字（前年度から 1,150 億円減）

※前年度からの繰越金等を反映した収支差引合計額は 4,110 億円の黒字（前年度から 504 億円減）

2. 被保険者数　：　2,660 万人（前年度から 92 万人減）

3. 国民健康保険料（税）収納率　：　92.92％（前年度から 0.07 ポイント上昇）

令和元年度 国民健康保険（市町村国保）の財政状況等について

１．市町村国保の財政状況（表１）

(1) 収入

保険料(税)収入（2 兆 5,966 億円)は、対前年度比で 2.8%（747 億円）減となっている。これは、被保険者数が 92 万人減少したことが主な要因である。

前期高齢者交付金（3 兆 4,988 億円）は、対前年度比で 3.9%（1,415 億円）減となっている。

また、経過措置として存続している退職者医療制度における療養給付費等交付金（62 億円）が対前年度比 90.0%（561 億円）減となっている。これは、退職被保険者等の減少（5万人）が主な要因である。

一般会計繰入金については、法定分（4,645 億円）については対前年度比 0.6%（26 億円）減少し、法定外分（1,751 億円）については対前年度比 8.3%（159 億円）減となっている。

(2) 支出

保険給付費（8 兆 7,353 億円）は、対前年度比で 0.7%（613 億円）減となっている。これは、被保険者数の減少が主な要因である。

後期高齢者支援金（1 兆 5,886 億円）は、対前年度比で 0.4%（68 億円）減、介護納付金（5,611 億円）は、対前年度比 2.5%（146 億円）減となっている。

(3) 収支状況

医療給付分及び介護分（介護納付金に関するもの）を合わせた収支状況については、市町村と都道府県の各特別会計の合計額として、収入総額は 24 兆 6,002 億円、支出総額は 24 兆 1,892 億円であり、それらの収支差引合計額は 4,110 億円となっている。

単年度収入（24 兆 0,436 億円）から単年度支出（24 兆 0,741 億円）を控除した単年度収支差引額は 304 億円の赤字であり、さらに、これに国庫支出金精算額等（465 億円）を考慮した精算後単年度収支差引額は 160 億円の黒字となっている。

(4) 決算補填等目的の一般会計繰入金を除いた精算後単年度収支差引額 等

一般会計繰入金（法定外）のうち決算補填等を目的とする 1,096 億円を精算後単年度収支差引額 160 億円から除いた精算後単年度収支差引額は、936 億円の赤字となっている。なお、基金積立金等は、10,722 億円となっている。

表１　国民健康保険の財政状況（市町村国保）

科目			平成30年度 全体	平成30年度 (再掲) 医療給付分	平成30年度 (再掲) 介護分	令和元年度 全体	令和元年度 (再掲) 医療給付分	令和元年度 (再掲) 介護分	全体の対前年度増減額	全体の対前年度伸び率
			億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%
収入	単年度収入	保険料（税）	26,713	24,526	2,187	25,966	23,888	2,078	▲747	▲2.8
		国庫支出金	34,534	32,086	2,448	34,566	32,180	2,385	32	0.1
		療養給付費等交付金	624	624	－	62	62	－	▲561	▲90.0
		前期高齢者交付金	36,403	36,403	－	34,988	34,988	－	▲1,415	▲3.9
		都道府県の支出金	11,157	10,359	798	11,195	10,486	709	38	0.3
		市町村の支出金 一般会計繰入金（法定分）	4,671	4,544	127	4,645	4,520	125	▲26	▲0.6
		市町村の支出金 一般会計繰入金（法定外）	1,910	・	・	1,751	・	・	▲159	▲8.3
		共同事業交付金	107	107	－	113	113	－	6	5.9
		直診勘定繰入金	1	1	－	1	1	－	0	48.7
		その他	127,328	124,485	2,843	127,149	124,338	2,811	▲179	▲0.1
		小計	243,448	・	・	240,436	・	・	▲3,011	▲1.2
	基金繰入（取崩）金	財政安定化基金繰入金	357	・	・	211	・	・	▲146	▲40.8
		その他	403	・	・	685	・	・	283	70.2
	（前年度からの）繰越金		4,768	・	・	4,657	・	・	▲111	▲2.3
	市町村債		17	・	・	2	・	・	▲16	▲91.0
	財政安定化基金貸付金返還金		－	・	・	11	・	・	・	・
	収入合計（収入総額）		248,992	・	・	246,002	・	・	▲2,990	▲1.2
支出	単年度支出	総務費	1,910	・	・	1,965	・	・	55	2.9
		保険給付費	87,966	87,966	－	87,353	87,353	－	▲613	▲0.7
		後期高齢者支援金	15,954	15,954	－	15,886	15,886	－	▲68	▲0.4
		前期高齢者納付金	68	68	－	64	64	－	▲4	▲6.0
		介護納付金	5,757	－	5,757	5,611	－	5,611	▲146	▲2.5
		保健事業費	1,134	1,134	－	1,148	1,148	－	14	1.2
		共同事業拠出金	107	107	－	113	113	－	6	5.8
		直診勘定繰出金	78	78	－	82	82	－	4	5.7
		その他	129,190	126,340	2,850	128,519	125,703	2,816	▲671	▲0.5
		小計	242,164	・	・	240,741	・	・	▲1,423	▲0.6
	基金積立金	財政安定化基金積立金	315	・	・	243	・	・	▲73	▲23.1
		その他	1,593	・	・	671	・	・	▲922	▲57.9
	前年度繰上充用（欠損補填）金		281	・	・	214	・	・	▲66	▲23.6
	公債費		8	・	・	22	・	・	14	173.9
	財政安定化基金貸付金		17	・	・	2	・	・	・	・
	支出合計（支出総額）		244,378	・	・	241,892	・	・	▲2,486	▲1.0

収支差引額									
収支差引合計額（収入総額－支出総額）		4,614			4,110			▲504	▲10.9
単年度収支差引額 A		1,284			▲304			▲1,588	▲123.7
	国庫支出金精算額等 B	189			465			276	146.2
精算後単年度収支差引額 A+B		1,472			160			▲1,312	▲89.1
	決算等補てんのための一般会計繰入金 C	1,258			1,096			▲161	▲12.8
	繰上充用金（当年度）の前年度との差額	▲66			▲ 79			－	－
決算等補てんのための一般会計繰入金を除いた場合の精算後単年度収支差引額 A+B−C		215			▲936			▲1,150	▲535.9

基金積立金等	10,705			10,722			17	0.2

（注１）端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。
（注２）数値は、市町村の国保特別会計と都道府県の国保特別会計の合計額であり、市町村及び都道府県から報告のあった決算額を基に作成している。
（注３）前期高齢者交付金、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、
平成30年度の精算は令和2年度に、令和元年度の精算は令和3年度にそれぞれ行われる。
（注４）「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、
療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。
（注５）「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。
ただし、純資産は以下のように計算している。
＊純資産＝（基金等保有額＋次年度への繰越金＋貸付金等＋その他の資産）
－(繰上充用金(当年度赤字額)+当年度末市町村債残高+その他の負債)
（注６）医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は令和元年度で479億円となる。
（注７）一般会計繰入金（法定分）のうち、保険基盤安定（保険者支援分）及び保険基盤安定（保険料軽減分）については、
国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。
（注８）一般会計繰入金（法定外）については、①決算補填等目的分（1,096億円）と②それ以外分（655億円）に分類される。
①は決算補填目的のもの（保険料収納不足等32億円）、保険者の政策によるもの（保険料（税）の負担緩和等1,003億円）、過年度の赤字によるもの（61億円）に細分される。
②は保健事業や事務費等への充当目的（655億円）となっている。
（注９）都道府県特別会計の単年度収支から国庫支出金精算額を控除した、精算後単年度収支差引額は令和元年度で377億円である。
（注10）「その他」には、市町村と都道府県の特別会計間での出納にかかる額及び国庫支出金等の前年度精算額が含まれる。
（注11）「市町村債」及び「公債費」は市町村に、「財政安定化基金貸付金返還金」及び「財政安定化基金貸付金」は都道府県にかかる科目である。

令和元年度　一般会計繰入金（法定外）の内訳

［決算補填等目的］　（億円）

項目	決算補填目的のもの			保険者の政策によるもの				過年度の赤字によるもの			決算補填目的分計
	保険料の収納不足のため	高額療養費貸付金		保険料（税）の負担緩和を図るため	地方単独の保険料（税）の軽減額	任意給付費に充てるため		累積赤字補填のため	公債費、借入金利息		
金額	32	0	**32**	997	6	1	**1,003**	43	18	**61**	**1,096**
割合	1.8%	0.0%	**1.8%**	56.9%	0.3%	0.0%	**57.3%**	2.4%	1.0%	**3.5%**	62.6%
（参考）平成30年度金額	49	0	**49**	1,045	7	1	**1,052**	57	100	**156**	**1,258**
割合	2.6%	0.0%	**2.6%**	54.7%	0.3%	0.0%	**55.1%**	3.0%	5.2%	**8.2%**	65.8%
対前年度増減額	▲ 17	0	**▲ 17**	▲ 48	▲ 1	▲ 0	**▲ 49**	▲ 14	▲ 82	**▲ 96**	▲ 161

［決算補填等以外の目的］

項目	保険料（税）の減免額に充てるため（※）	地方単独事業の医療給付費波及増等（※）	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金（納付組織交付金）等	基金積立	返済金	その他	決算補填以外の目的分計	一般会計繰入金（法定外）計
金額	80	246	186	5	0	31	0	107	655	1,751
割合	4.6%	14.1%	10.6%	0.3%	0.0%	1.8%	0.0%	6.1%	37.4%	100.0%

（出所）国民健康保険課調べ

（※）「保険料（税）の減免額に充てるため」及び「地方単独事業の医療給付費波及増等」は、必ずしも削減、解消等の対象とはいえない場合があるため、平成27年度からは決算補填目的以外と整理。

（注）「保険料（税）の負担緩和を図るため」には、保険料（税）の基礎賦課額の負担緩和分以外に、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の負担緩和分も含む。

(5) 単年度収支の状況（表２）

令和元年度の単年度収支差引額について市町村と都道府県の内訳を見ると、市町村は▲216 億円、都道府県は▲88 億円となっている。

表2　単年度収支差黒字・赤字保険者の状況

年度	単年度収支差引額（億円）	保険者総数	黒字保険者			赤字保険者			赤字保険者の内訳			
			保険者数	割合(%)	黒字額（億円）	保険者数	割合(%)	赤字額（億円）	新規赤字保険者数	赤字額（億円）	継続赤字保険者数	赤字額（億円）
H27	▲ 568	1,716	720	42.0	559	996	58.0	▲ 1,127	384	▲ 424	612	▲ 702
H28	1,484	1,716	1,243	72.4	1,743	473	27.6	▲ 259	185	▲ 82	288	▲ 177
H29	2,306	1,716	1,361	79.3	2,480	355	20.7	▲ 173	227	▲ 124	128	▲ 50

注1）単年度収支差引額は、医療給付分と介護分を合わせたもの。

注2）割合は、保険者総数に対する割合である。

年度	単年度収支差引額（億円）	保険者総数	黒字保険者			赤字保険者			赤字保険者の内訳			
			保険者数	割合(%)	黒字額（億円）	保険者数	割合(%)	赤字額（億円）	新規赤字保険者数	赤字額（億円）	継続赤字保険者数	赤字額（億円）
H30	1,284											
市町村	▲ 858	1,716	759	44.2	495	957	55.8	▲ 1,353	－	－	－	－
都道府県	2,142	47	46	97.9	2,145	1	2.1	▲ 3	－	－	－	－
R 1	▲ 304											
市町村	▲ 216	1,716	871	50.8	582	845	49.2	▲ 798	258	▲ 144	587	▲ 655
都道府県	▲ 88	47	30	63.8	349	17	36.2	▲ 437	17	▲ 437	0	0

注1）単年度収支差引額は、医療給付分と介護分を合わせたもの。

注2）割合は、保険者総数に対する割合である。

２．被保険者数（図１）

市町村国保の被保険者数は、退職被保険者等（**図１**の退職）は対前年度比で5万人減少して 0.3 万人となり、その他の者（**図１**の一般）については、87 万人減少して 2,746 万人から 2,660 万人となり、合計では、前年度より 92 万人減少して 2,660 万人となっている。

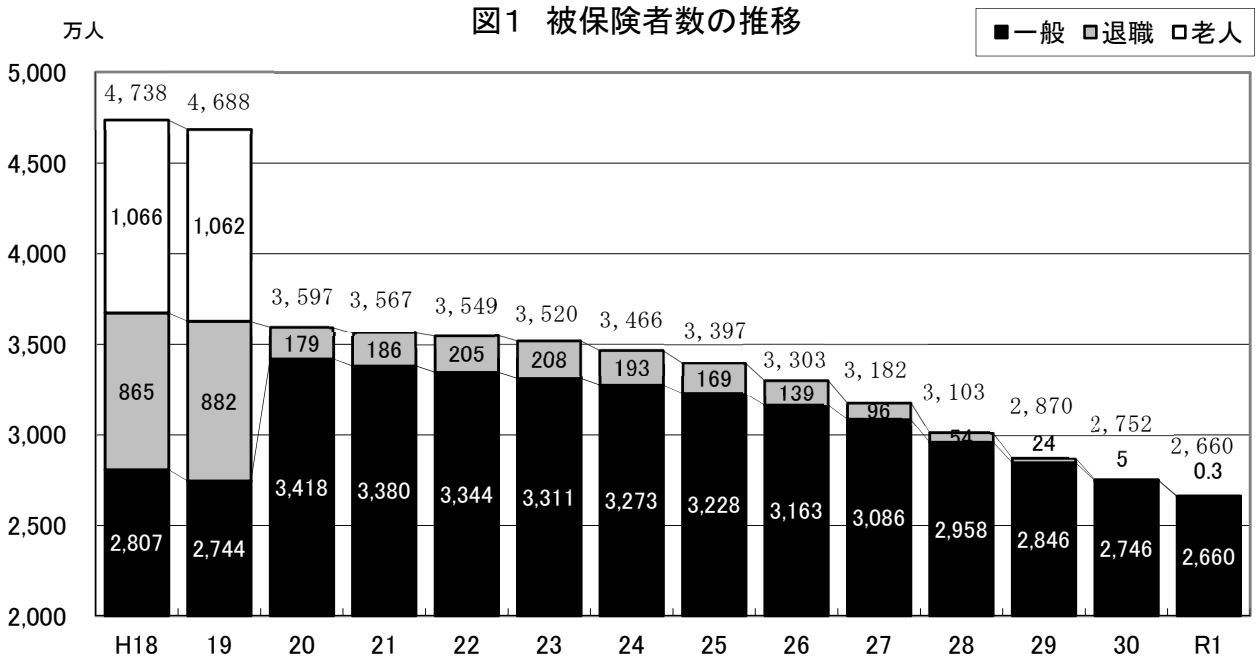

注）被保険者数は年度末現在である。また、端数の関係上、積み上げ数字がずれることがある。

３．保険料（税）の収納状況

(1) 保険料（税）の収納率（図２）

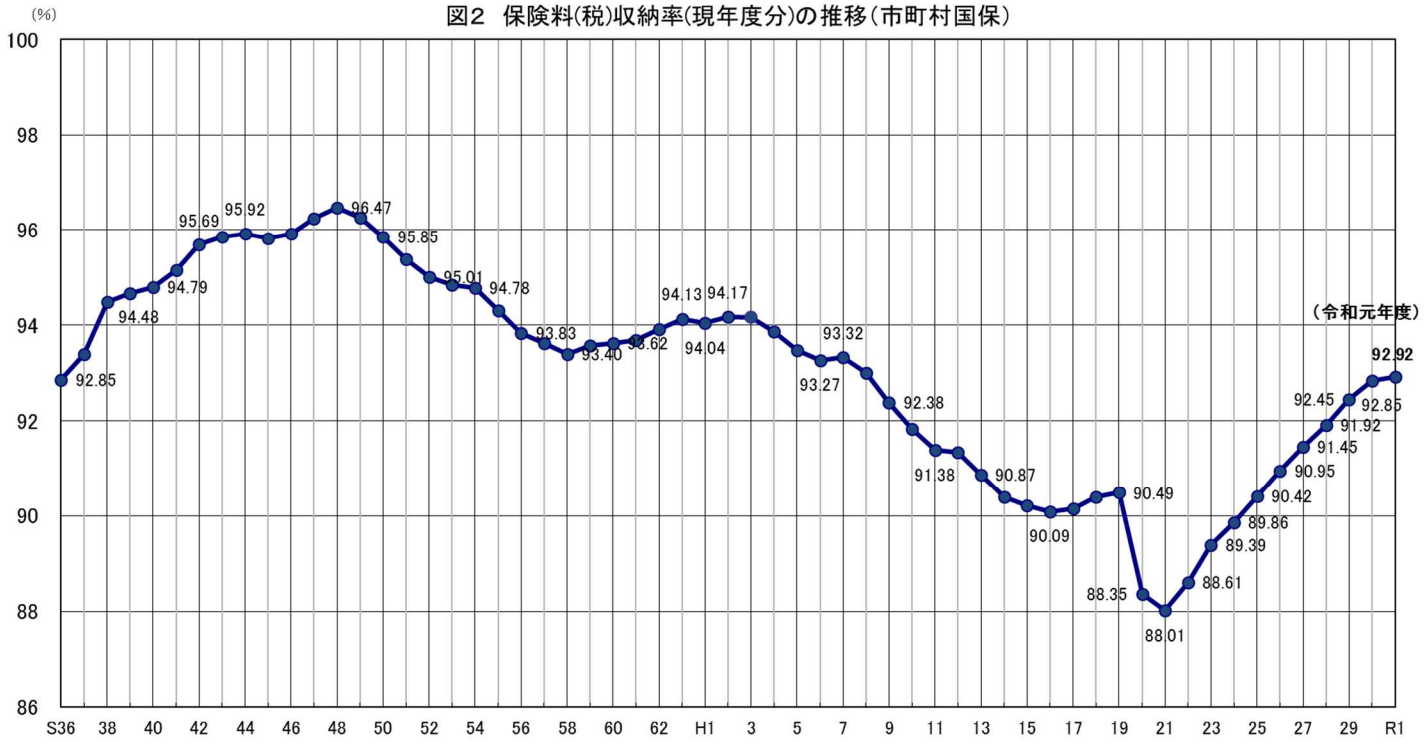

(2) 保険者規模別保険料（税）収納率（表３）(図３)

収納率を保険者規模別にみると、全ての規模別で前年度より上昇している。市部平均は 0.07 ポイント、町村部平均は 0.07 ポイント上昇している。

表3 保険者規模別保険料(税)収納率(市町村)

年度	全国平均		市部平均		政令都市及び特別区		中核市		5万人以上		5万人未満		町村部平均	
		増減差		増減差		増減差		増減差		増減差		増減差		増減差
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
H27	91.45	0.50	91.13	0.52	89.93	0.64	90.75	0.55	89.74	0.39	92.58	0.40	94.48	0.30
28	91.92	0.47	91.61	0.48	90.25	0.33	91.21	0.46	90.39	0.65	93.09	0.52	94.85	0.37
29	92.45	0.53	92.15	0.54	90.69	0.44	91.76	0.55	91.11	0.73	93.59	0.50	95.26	0.41
30	92.85	0.40	92.57	0.42	91.17	0.48	92.13	0.37	91.81	0.70	93.92	0.33	95.47	0.21
R 1	92.92	0.07	92.65	0.07	91.29	0.11	92.24	0.10	91.93	0.11	93.95	0.03	95.53	0.07

注1) 市部内訳における保険者規模は、年度平均の被保険者数による。
注2) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)

図３ 保険者規模別保険料(税)収納率の推移(市町村国保)

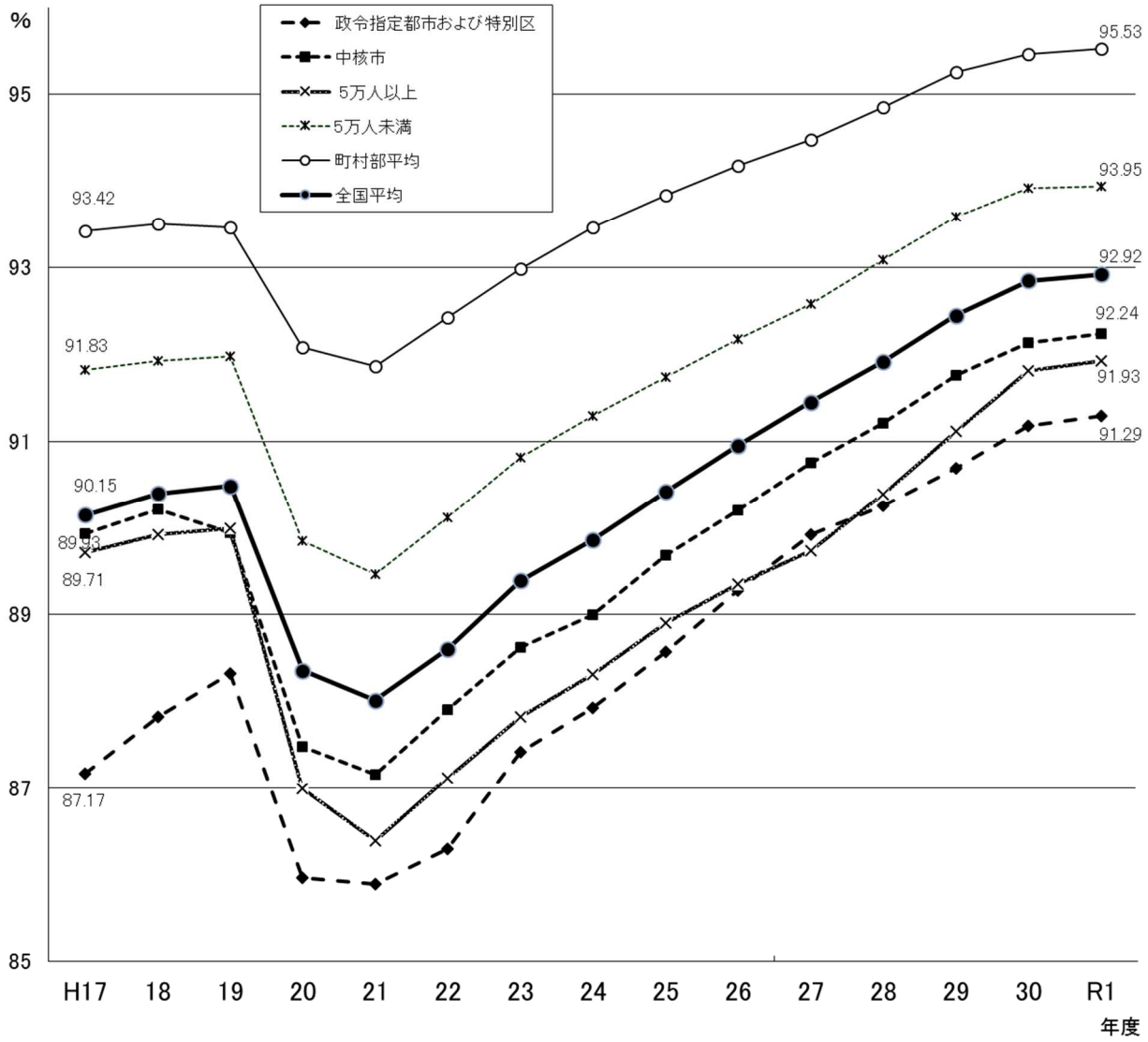

(3) 保険料（税）の滞納世帯数等（図４）

令和2年6月1日現在における保険料(税)に一部でも滞納がある世帯数は、前年より 10 万世帯減少して 235.3 万世帯となった。市町村国保の全世帯に占める滞納世帯の割合についても、前年に比べて 0.3 ポイント減少し 13.4%となった。

なお、短期被保険者証交付世帯は 56.9 万世帯、資格証明書交付世帯は 12.4 万世帯といずれも減少した。

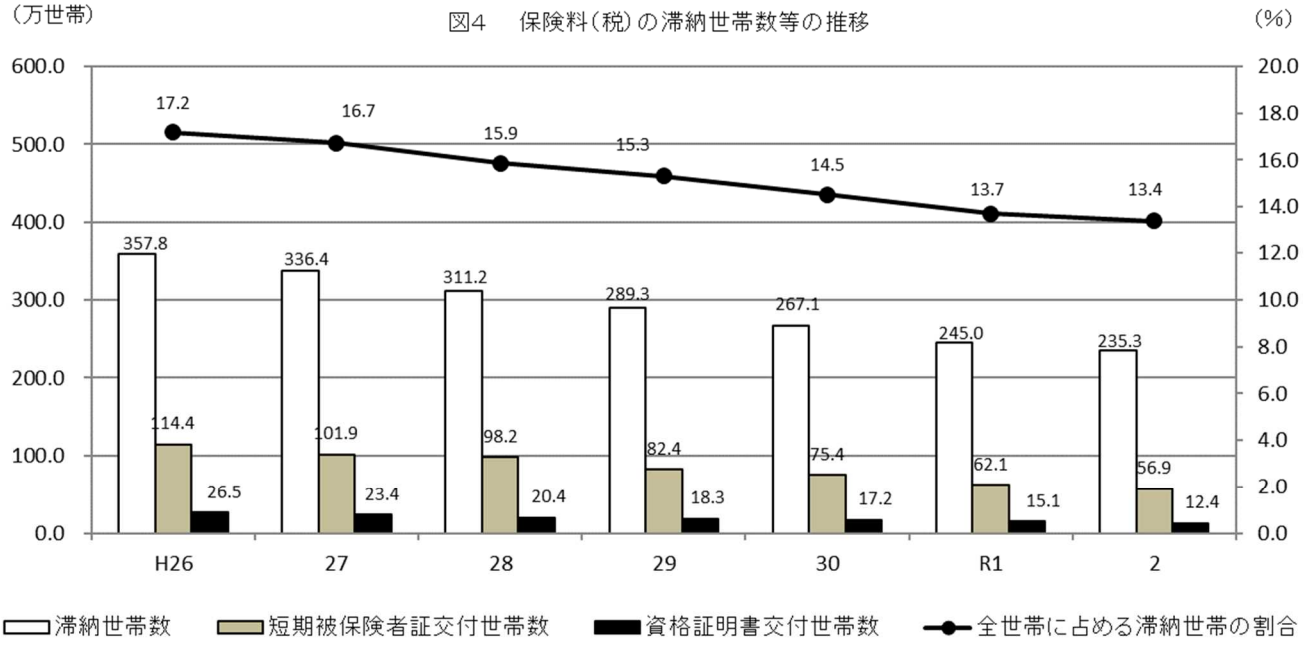

(出所) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ
注1) 各年6月1日現在の状況。
注2) 令和2年は令和3年1月までにおける各保険者からの報告による数値である。

(1) 世帯数・被保険者数の推移（市町村）

（各年度末現在）

	世帯数		被保険者数		一般被保険者		退職被保険者等	
	世帯数	伸び率	人　数	伸び率	人　数	伸び率	人　数	伸び率
年度	万世帯	%	万人	%	万人	%	万人	%
H27	1,941	▲ 2.0	3,182	▲ 3.6	3,086	▲ 2.4	96	▲ 30.9
28	1,874	▲ 3.5	3,013	▲ 5.3	2,958	▲ 4.1	54	▲ 43.5
29	1,816	▲ 3.1	2,870	▲ 4.7	2,846	▲ 3.8	24	▲ 56.0
30	1,768	▲ 2.6	2,752	▲ 4.1	2,746	▲ 3.5	5	▲ 77.3
R 1	1,733	▲ 2.0	2,660	▲ 3.3	2,660	▲ 3.2	0.3	▲ 94.9

（出所）　国民健康保険事業年報

(2)1世帯・1人当たり保険料（税）調定額及び保険料（税）収納状況の推移（市町村）

	保険料（税）調定額（現年度分）				保険料（税）収納状況（現年度分）							
	1世帯当たり		1人当たり		調定額	収納額	還付未済額（別掲）	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額（再掲）	収納率	増減差
	金額	伸び率	金額	伸び率								
年度	円	%	円	%	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
H27	152,352	▲ 2.7	92,124	▲ 1.2	30,093	27,509	31	3	2,581	11	91.45	0.50
28	152,930	0.4	94,140	2.2	29,420	27,032	35	4	2,385	11	91.92	0.47
29	151,767	▲ 0.8	95,239	1.2	28,163	26,026	34	4	2,133	11	92.45	0.53
30	149,620	▲ 1.4	95,391	0.2	27,009	25,068	36	4	1,936	9	92.85	0.40
R 1	149,623	0.0	96,829	1.5	26,334	24,462	35	5	1,867	8	92.92	0.07

（出所）　国民健康保険事業年報

（注1）　収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している（小数点第2位未満四捨五入）。

（注2）　調定額は、介護納付金及び後期高齢者支援金を含んでいる。

(3) 所得の推移（市町村）

	課税標準額			
	1世帯当たり		1人当たり	
年度	金額	伸び率	金額	伸び率
	万円	%	万円	%
H27	112.3	▲ 3.7	67.9	▲ 2.3
28	111.6	▲ 0.6	68.9	1.4
29	109.4	▲ 2.0	69.0	0.2
30	110.2	0.7	70.7	2.5
R 1	107.3	▲ 2.6	69.5	▲ 1.7

（注1）「国民健康保険実態調査」（世帯票）によるものであり、所得不詳を除いて集計している。

（注2）課税標準額は、所得総額から基礎控除及び譲渡所得に係る特別控除を除いた金額であり、前年度分のものである。

(4) 1人当たり保険給付費の推移（市町村）

	金額	伸び率
年度	円	%
H27	291,764	5.4
28	295,725	1.4
29	303,842	2.7
30	309,854	2.0
R 1	320,316	3.4

（出所）　国民健康保険事業年報

（注）1人当たり保険給付費は療養給付費、療養費、高額療養費及びその他の保険給付費の合計から算出している。

保険料(税)収納率（現年度分）の推移（市町村国保）

	収納率	対前年度増▲減率
	%	%
昭和36年度（1961）	92.85	―
昭和37年度（1962）	93.40	0.55
昭和38年度（1963）	94.48	1.08
昭和39年度（1964）	94.67	0.19
昭和40年度（1965）	94.79	0.12
昭和41年度（1966）	95.16	0.37
昭和42年度（1967）	95.69	0.53
昭和43年度（1968）	95.86	0.17
昭和44年度（1969）	95.92	0.06
昭和45年度（1970）	95.82	▲0.10
昭和46年度（1971）	95.92	0.10
昭和47年度（1972）	96.25	0.33
昭和48年度（1973）	96.47	0.22
昭和49年度（1974）	96.26	▲0.21
昭和50年度（1975）	95.85	▲0.41
昭和51年度（1976）	95.38	▲0.47
昭和52年度（1977）	95.01	▲0.37
昭和53年度（1978）	94.85	▲0.16
昭和54年度（1979）	94.78	▲0.07
昭和55年度（1980）	94.31	▲0.47
昭和56年度（1981）	93.83	▲0.48
昭和57年度（1982）	93.62	▲0.21
昭和58年度（1983）	93.40	▲0.22
昭和59年度（1984）	93.57	0.17
昭和60年度（1985）	93.62	0.05
昭和61年度（1986）	93.69	0.07
昭和62年度（1987）	93.91	0.22
昭和63年度（1988）	94.13	0.22

	収納率	対前年度増▲減率
	%	%
平成元年度（1989）	94.04	▲0.09
平成 2 年度（1990）	94.17	0.13
平成 3 年度（1991）	94.16	▲0.01
平成 4 年度（1992）	93.87	▲0.29
平成 5 年度（1993）	93.48	▲0.39
平成 6 年度（1994）	93.27	▲0.21
平成 7 年度（1995）	93.32	0.05
平成 8 年度（1996）	93.00	▲0.32
平成 9 年度（1997）	92.38	▲0.62
平成10年度（1998）	91.82	▲0.56
平成11年度（1999）	91.38	▲0.44
平成12年度（2000）	91.35	▲0.04
平成13年度（2001）	90.87	▲0.47
平成14年度（2002）	90.39	▲0.48
平成15年度（2003）	90.21	▲0.18
平成16年度（2004）	90.09	▲0.12
平成17年度（2005）	90.15	0.06
平成18年度（2006）	90.39	0.24
平成19年度（2007）	90.49	0.09
平成20年度（2008）	88.35	▲2.13
平成21年度（2009）	88.01	▲0.34
平成22年度（2010）	88.61	0.59
平成23年度（2011）	89.39	0.78
平成24年度（2012）	89.86	0.47
平成25年度（2013）	90.42	0.55
平成26年度（2014）	90.95	0.53
平成27年度（2015）	91.45	0.50
平成28年度（2016）	91.92	0.47
平成29年度（2017）	92.45	0.53
平成30年度（2018）	92.85	0.40
令和元年度（2019）	92.92	0.07

（出所） 国民健康保険事業年報

（注1） 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。（小数点第2位未満四捨五入）

（注2） 平成12年度以降の調定額等は介護納付金、平成20年度以降は後期高齢者支援金を含んでいる。

保険料（税）収納率の状況【都道府県別】（市町村国保）

		平成30年度	順位	令和元年度	順位	対前年度増▲減率	順位
		%	位	%	位	%	位
1	北海道	95.16	4	95.17	5	0.00	33
2	青森県	92.13	42	92.48	40	0.35	7
3	岩手県	94.67	15	94.76	16	0.09	22
4	宮城県	94.24	20	94.25	21	0.01	30
5	秋田県	93.53	30	93.76	27	0.23	14
6	山形県	94.68	14	94.82	13	0.15	17
7	福島県	92.35	40	92.44	41	0.09	21
8	茨城県	92.20	41	92.43	42	0.23	15
9	栃木県	90.65	46	91.00	46	0.34	8
10	群馬県	92.98	37	93.06	37	0.08	23
11	埼玉県	92.05	43	92.03	44	▲ 0.03	35
12	千葉県	91.11	45	91.04	45	▲ 0.07	38
13	東京都	88.55	47	88.92	47	0.37	6
14	神奈川県	93.59	28	93.36	34	▲ 0.23	45
15	新潟県	94.98	8	95.12	7	0.14	18
16	富山県	95.39	3	95.23	3	▲ 0.16	41
17	石川県	94.15	22	94.36	19	0.20	16
18	福井県	94.59	16	94.89	11	0.31	9
19	山梨県	95.02	7	94.94	9	▲ 0.08	39
20	長野県	95.12	5	95.15	6	0.03	29
21	岐阜県	93.63	27	93.71	28	0.08	25
22	静岡県	93.44	32	93.68	30	0.24	13
23	愛知県	94.77	13	94.66	17	▲ 0.11	40
24	三重県	92.78	38	93.05	38	0.27	10
25	滋賀県	94.90	9	94.91	10	0.01	31
26	京都府	94.85	10	94.86	12	0.01	32
27	大阪府	92.04	44	92.08	43	0.04	27
28	兵庫県	94.19	21	94.14	23	▲ 0.05	37
29	奈良県	94.49	17	94.30	20	▲ 0.18	44
30	和歌山県	94.44	18	94.44	18	▲ 0.01	34
31	鳥取県	94.25	19	94.82	15	0.57	2
32	島根県	96.31	1	96.15	1	▲ 0.16	42
33	岡山県	93.25	33	93.49	32	0.25	12
34	広島県	93.16	35	93.41	33	0.25	11
35	山口県	93.64	26	94.06	26	0.42	3
36	徳島県	93.51	31	94.08	25	0.57	1
37	香川県	92.68	39	92.80	39	0.11	19
38	愛媛県	94.84	11	95.23	4	0.39	5
39	高知県	95.02	6	94.99	8	▲ 0.03	36
40	福岡県	93.57	29	93.24	35	▲ 0.33	46
41	佐賀県	96.09	2	95.91	2	▲ 0.18	43
42	長崎県	94.08	25	94.12	24	0.04	26
43	熊本県	93.03	36	93.14	36	0.11	20
44	大分県	94.78	12	94.82	14	0.04	28
45	宮崎県	94.14	23	94.22	22	0.08	24
46	鹿児島県	93.20	34	93.59	31	0.39	4
47	沖縄県	94.13	24	93.69	29	▲ 0.45	47
全国		92.85	－	92.92	－	0.07	－

（出所） 国民健康保険事業年報

（注） 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。（※小数点第2位未満四捨五入）

政令指定都市及び特別区（東京23区）の保険料（税）収納率（市町村国保）

	保 険 者	平成30年度	順位	令和元年度	順位	対前年度増▲減率	順位
		%	位	%	位	%	位
1	札幌市	94.47	6	94.34	6	▲ 0.13	29
2	仙台市	94.37	7	94.65	3	0.27	22
3	さいたま市	92.27	13	92.27	14	▲ 0.00	26
4	千葉市	91.25	19	92.08	16	0.83	11
	特別区(東京23区)	86.83	33	87.33	33	0.50	14
5	千代田区	91.64	17	91.23	18	▲ 0.41	37
6	中央区	86.84	32	87.12	34	0.28	21
7	港区	83.45	42	84.88	40	1.43	5
8	新宿区	80.90	44	82.32	44	1.42	6
9	文京区	88.40	27	90.99	20	2.59	1
10	台東区	85.72	36	85.65	38	▲ 0.06	28
11	墨田区	87.46	30	87.48	31	0.02	25
12	江東区	87.18	31	88.01	29	0.83	12
13	品川区	92.32	12	92.08	15	▲ 0.23	31
14	目黒区	88.09	29	89.81	24	1.72	2
15	大田区	89.45	24	88.77	28	▲ 0.68	42
16	世田谷区	88.13	28	87.67	30	▲ 0.46	39
17	渋谷区	84.19	41	83.98	42	▲ 0.21	30
18	中野区	84.98	39	84.53	41	▲ 0.45	38
19	杉並区	85.20	38	86.29	36	1.09	8
20	豊島区	82.88	43	83.91	43	1.03	9
21	北区	84.51	40	85.96	37	1.45	4
22	荒川区	88.72	26	89.31	27	0.59	13
23	板橋区	85.39	37	86.66	35	1.27	7
24	練馬区	88.93	25	89.85	23	0.91	10
25	足立区	85.76	35	87.36	32	1.60	3
26	葛飾区	85.96	34	85.59	39	▲ 0.37	34
27	江戸川区	89.99	21	89.47	26	▲ 0.53	40
28	横浜市	95.30	2	94.94	2	▲ 0.36	33
29	川崎市	94.66	4	94.12	7	▲ 0.54	41
30	相模原市	90.58	20	90.92	21	0.34	17
31	新潟市	93.63	9	93.58	8	▲ 0.05	27
32	静岡市	93.11	11	93.47	9	0.37	16
33	浜松市	91.95	16	92.28	13	0.33	18
34	名古屋市	96.14	1	95.75	1	▲ 0.39	35
35	京都市	94.50	5	94.56	4	0.06	24
36	大阪市	89.55	23	89.81	25	0.26	23
37	堺市	94.75	3	94.35	5	▲ 0.39	36
38	神戸市	93.86	8	93.16	10	▲ 0.70	43
39	岡山市	91.50	18	91.81	17	0.31	19
40	広島市	91.99	15	92.37	12	0.39	15
41	北九州市	93.32	10	92.97	11	▲ 0.35	32
42	福岡市	92.04	14	91.17	19	▲ 0.87	44
43	熊本市	89.89	22	90.18	22	0.29	20
平均	政令指定都市及び特別区	91.17	－	91.29	－	0.11	－
	全　　国	92.85	－	92.92	－	0.07	－

（出所） 国民健康保険事業年報

（注） 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

滞納世帯数等の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全世帯数（A）	20,804,192	20,115,671	19,596,284	18,901,729	18,376,762	17,871,062	17,551,170
滞納世帯数（B）	3,578,296	3,364,023	3,112,195	2,892,929	2,671,058	2,449,629	2,353,215
割合（B/A）	17.2%	16.7%	15.9%	15.3%	14.5%	13.7%	13.4%
短期被保険者証交付世帯数（C）	1,143,978	1,018,980	981,964	823,757	754,043	621,322	569,338
割合（C/A）	5.5%	5.1%	5.0%	4.4%	4.1%	3.5%	3.2%
被保険者資格証明書交付世帯数（D）	265,003	234,367	203,604	183,124	171,501	150,970	124,306
割合（D/A）	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%

（出所）厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

（注1）各年6月1日現在の状況。

（注2）全世帯数は平成19年までは各年3月31日現在（国民健康保険事業年報より）、平成20年以降は6月1日現在の状況である。

（注3）平成19年以降の滞納世帯数は6月1日現在で国民健康保険の資格を有する世帯とすることを明確化したところであり、18年までとの比較には注意を要する。

（注4）令和2年は速報値である。

（注5）令和3年1月までにおける各保険者からの報告による数値である。

都道府県別滞納世帯数等

（令和2年6月1日現在）

		全世帯数	滞納世帯数		短期被保険者証		資格証明書	
				割合	交付世帯	割合	交付世帯	割合
		A	B	B/A	C	C/A	D	D/A
		世帯	世帯	%	世帯	%	世帯	%
1	北海道	734,029	65,700	9.0	20,005	2.7	4,618	0.6
2	青森県	192,632	24,176	12.6	7,660	4.0	1,505	0.8
3	岩手県	169,395	13,057	7.7	3,958	2.3	94	0.1
4	宮城県	297,304	34,633	11.6	5,772	1.9	553	0.2
5	秋田県	135,998	12,800	9.4	4,526	3.3	1,367	1.0
6	山形県	138,769	12,504	9.0	4,008	2.9	436	0.3
7	福島県	259,045	38,154	14.7	6,492	2.5	2,062	0.8
8	茨城県	421,228	57,645	13.7	16,286	3.9	2,592	0.6
9	栃木県	278,770	36,521	13.1	10,573	3.8	4,121	1.5
10	群馬県	280,178	43,125	15.4	8,793	3.1	2,991	1.1
11	埼玉県	1,030,106	148,468	14.4	16,851	1.6	832	0.1
12	千葉県	885,469	132,020	14.9	43,465	4.9	9,185	1.0
13	東京都	2,078,153	455,703	21.9	58,396	2.8	14,242	0.7
14	神奈川県	1,209,892	191,785	15.9	17,959	1.5	4,710	0.4
15	新潟県	291,116	25,714	8.8	5,945	2.0	1,317	0.5
16	富山県	127,412	11,711	9.2	2,846	2.2	1,357	1.1
17	石川県	143,742	18,759	13.1	4,789	3.3	794	0.6
18	福井県	91,908	7,108	7.7	2,788	3.0	868	0.9
19	山梨県	119,630	9,898	8.3	5,248	4.4	1,061	0.9
20	長野県	280,199	27,473	9.8	5,585	2.0	208	0.1
21	岐阜県	265,743	29,288	11.0	8,593	3.2	1,275	0.5
22	静岡県	506,693	57,844	11.4	17,174	3.4	2,636	0.5
23	愛知県	938,167	105,323	11.2	23,319	2.5	638	0.1
24	三重県	234,011	22,379	9.6	5,236	2.2	3,322	1.4
25	滋賀県	172,092	18,038	10.5	5,655	3.3	340	0.2
26	京都府	356,335	31,435	8.8	12,770	3.6	3,145	0.9
27	大阪府	1,255,440	186,886	14.9	52,467	4.2	17,487	1.4
28	兵庫県	735,124	85,009	11.6	24,236	3.3	8,195	1.1
29	奈良県	186,191	19,092	10.3	7,547	4.1	196	0.1
30	和歌山県	148,925	14,434	9.7	5,780	3.9	1,204	0.8
31	鳥取県	74,270	6,824	9.2	2,922	3.9	414	0.6
32	島根県	84,987	4,990	5.9	1,536	1.8	379	0.4
33	岡山県	246,711	35,148	14.2	6,059	2.5	1,765	0.7
34	広島県	357,923	46,524	13.0	18,296	5.1	1,379	0.4
35	山口県	190,847	20,160	10.6	4,586	2.4	2,039	1.1
36	徳島県	99,152	9,716	9.8	4,784	4.8	753	0.8
37	香川県	128,211	16,117	12.6	6,993	5.5	1,548	1.2
38	愛媛県	197,343	16,599	8.4	4,975	2.5	1,624	0.8
39	高知県	109,004	10,848	10.0	6,055	5.6	485	0.4
40	福岡県	736,521	88,255	12.0	30,114	4.1	12,967	1.8
41	佐賀県	104,847	8,619	8.2	4,505	4.3	593	0.6
42	長崎県	202,492	19,235	9.5	8,521	4.2	692	0.3
43	熊本県	253,109	37,231	14.7	15,226	6.0	883	0.3
44	大分県	158,280	17,736	11.2	4,659	2.9	1,651	1.0
45	宮崎県	165,246	19,760	12.0	7,848	4.7	1,031	0.6
46	鹿児島県	241,394	25,019	10.4	12,806	5.3	2,282	0.9
47	沖縄県	237,137	33,752	14.2	14,731	6.2	470	0.2
	合計	17,551,170	2,353,215	13.4	569,338	3.2	124,306	0.7

（出所）厚生労働省保険局国民健康保険課調べ
（注1）全世帯数、滞納世帯数、短期被保険者証交付世帯数及び資格証明書交付世帯数は各年6月1日現在である。
（注2）数値はいずれも速報値である。

その他の事業の実施状況

1. 収納対策

(1)収納対策に関する要綱の策定状況

	保険者数	全保険者に占める割合
要綱(緊急プラン、収納マニュアル等)の策定保険者	1,134	66.1 %

(2)収納体制の強化

	保険者数	全保険者に占める割合
①税の専門家の配置(嘱託等含む)	331	19.3 %
②収納対策研修の実施	1,041	60.7 %
③連合会に設置した収納率向上対策アドバイザーの活用	136	7.9 %

(3)徴収方法改善等の実施状況

	保険者数	全保険者に占める割合
①口座振替の原則化	302	17.6 %
②マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替の推進	291	17.0 %
③多重債務相談の実施	667	38.9 %

(4)滞納処分の実施状況

	保険者数	全保険者に占める割合
①財産調査の実施	1,632	95.1 %
②差押えの実施	1,603	93.4 %
	差押世帯数計(令和元年度) 341,274 件	
	差押金額計(令和元年度) 842.5 億円	
③捜索の実施	961	56.0 %
④インターネット公売の活用	770	44.9 %

2. 国民年金被保険者情報の活用状況

	保険者数	全保険者に占める割合
①日本年金機構との契約の締結	1,299	75.7 %
②年金被保険者情報を活用した職権による喪失処理の実施	724	42.2 %

3. 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況

	保険者数	全保険者に占める割合
患者調査の実施	1,008	58.7 %

4. 国民健康保険団体連合会の介護給付システムから提供される情報を活用したレセプト点検の実施状況

	保険者数	全保険者に占める割合
突合情報を活用したレセプト点検の実施	1,553	90.5 %

(出所)厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

(注)「1. 収納対策」及び「2. 国民年金被保険者情報の活用状況」については令和2年9月1日現在、「3. 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況」、「4. 国民健康保険団体連合会の介護給付システムから提供される情報を活用したレセプト点検の実施状況」については令和元年度の実施状況である。

国民健康保険の収支状況の推移（市町村）

科目			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
			億円	億円	億円	億円	億円
収入	単年度収入（経常収入）	保険料（税）	29,506	28,912	27,792	26,713	25,966
		国庫支出金	34,509	33,947	33,591	34,534	34,566
		療養給付費交付金	4,433	3,190	1,840	624	62
		前期高齢者交付金	34,800	35,226	37,556	36,403	34,988
		都道府県支出金	11,743	11,821	11,349	11,157	11,195
		一般会計繰入金（法定分）	4,957	4,736	4,663	4,671	4,645
		一般会計繰入金（法定外）	3,855	3,298	2,540	1,910	1,751
		共同事業交付金	35,557	35,421	33,718	107	113
		直診勘定繰入金	2	1	1	1	1
		その他	486	473	510	127,328	127,149
		小計	159,848	157,026	153,559	243,448	240,436
	基金繰入（取崩）金		705	529	409	760	897
	（前年度からの）繰越金		3,112	2,661	3,672	4,768	4,657
	市町村債		11	4	24	17	2
	財政安定化基金貸付金返還金		－	－	－	－	11
	収入合計（収入総額）		163,676	160,219	157,664	248,992	246,002
支出	単年度支出（経常支出）	総務費	1,858	1,845	2,030	1,910	1,965
		保険給付費	95,539	92,655	90,069	87,966	87,353
		後期高齢者支援金	17,868	17,040	16,595	15,954	15,886
		前期高齢者納付金	12	12	61	68	64
		老人保健拠出金	1	1	0	－	－
		介護納付金	6,894	6,437	6,337	5,757	5,611
		保健事業費	1,129	1,123	1,123	1,134	1,148
		共同事業拠出金	35,543	35,406	33,695	107	113
		直診勘定繰出金	73	72	81	78	82
		その他	1,498	951	1,261	129,190	128,519
		小計	160,415	155,542	151,253	242,164	240,741
	基金積立金		432	413	879	1,908	913
	前年度繰上充用（欠損補填）金		936	962	657	281	214
	公債費		19	9	13	8	22
	財政安定化基金貸付金		－	－	－	17	2
	支出合計（支出総額）		161,802	156,925	152,801	244,378	241,892

収支差引額	収支差引合計額（収入総額－支出総額）	1,874	3,294	4,862	4,614	4,110
	単年度収支差引額（経常収支差）（経常収入－経常支出） A	▲568	1,484	2,306	1,284	▲304
	国庫支出金精算額等 B	784	▲419	▲1,004	189	465
	精算後単年度収支差引額 A+B	217	1,065	1,302	1,472	160
	決算補填のための繰入金 C	3,039	2,526	1,751	1,258	1,096
	前年度繰上充用（当年度）の前年度との差額	26	▲304	▲376	▲66	▲79
	決算補填のための繰入金を除いた場合の精算後単年度収支差引額 A+B−C	▲2,822	▲1,461	▲450	215	▲936

基金積立金等	4,378	5,417	6,725	10,705	10,722

（注1）端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。
（注2）平成30年度以降の数値は、市町村の国保特別会計と都道府県の国保特別会計の合計額（会計間収支の重複控除後）である。
（注3）前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金（平成29年度まで）については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっている。
（注4）「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。
（注5）「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。
ただし、純資産は以下のように計算している。
＊純資産＝（基金等保有額＋次年度への繰越金＋貸付金等＋その他の資産）
−(繰上充用金(当年度赤字額)+当年度末市町村債残高+その他の負債)
（注6）一般会計繰入金（法定分）のうち、保険基盤安定（保険者支援分）、保険基盤安定（保険料軽減分）については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。
（注7）一般会計繰入金（法定外）については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。
①は主に、事後的な決算の補てん、地方独自の保険料の負担緩和等に充てることを目的とし、
②は主に保健事業や事務費への充当目的となっている。
（注8）平成30年度以降の「その他」には、市町村と都道府県の特別会計間での出納にかかる額が含まれる。
（注9）「市町村債」及び「公債費」は市町村に、「財政安定化基金貸付金返還金」及び「財政安定化基金貸付金」は都道府県にかかる科目である。